

公 示 日 : 2021 年 4 月 28 日

調達管理番号 : 21a00178

国 名 : ペルー

担 当 部 署 : 地球環境部森林・自然環境グループ自然環境第二チーム

調 達 件 名 : ペルー国気候変動対策のための持続的森林管理プロジェクト詳細計画策定調査 (評価分析)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担 当 業 務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号~4号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 6 月下旬から 2021 年 8 月下旬
- (2) 業務 M/M : 現地 0.70M/M、国内 0.50M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
4 日	21 日	6 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 5 月 26 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き (PDF/352KB)

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評 価 結 果 の 通 知 : 2021 年 6 月 14 日 (月) までに個別通知提出されたプロポーザルを JICA で評価・

選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16 点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40 点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点
 - ③ 語学力 16 点
 - ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ペルー／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：
本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ペルー共和国（以下「ペルー」という。）は国土面積の約 60%が森林であり、世界第 9 位の森林面積を有する。その国土は西部沿岸部の乾燥地域（コスタ）、中央部のアンデス山脈が連なる高地（シエラ）、そして東部の熱帯林（セルバ）の大きく 3 つの地域からなっており、それぞれに固有の貴重な生態系を有している。中でも国土の 55%を占める熱帯林は世界最大の熱帯林であるアマゾンに属している。アマゾンの熱帯林は多様な生態系サービスを提供しており、生物多様性や炭素の蓄積の面において地球規模で重要な役割を有している。また、ペルーはアマゾンの熱帯林を構成するアマゾン川流域の上部に位置しており、アマゾン川への水の供給源としても非常に重要である。しかし、国際連合食糧農業機関（FAO）の統計によれば、ペルーでは年間 0.23%、約 171.9 千 ha/年（2010-2020 年）の割合で森林減少が続いている。世界的な傾向と同じくして違法伐採や、入植による農地への転換など、適切な管理計画に基づかない森林伐採をはじめとする生産活動が森林減少の原因であり、結果として、ペルーにおける温室効

果ガスの排出のうち、45%~50%を土地利用・土地利用変化及び林業（Land use, land-use change, and forestry. 以下「LULUCF」という。）セクターが占め、森林の持続的な管理を通じた気候変動対策が課題となっている。さらに、ペルーのアマゾン川流域には世界第3位の面積を誇る泥炭地も存在するとされている。植物遺骸により形成された泥炭地は地球上の僅か3%の面積を占めるにすぎないが、地球上の森林が貯蔵する地上バイオマス炭素貯蔵の2倍近くの炭素が固定されていると推計されており、泥炭地の保全についても気候変動対策の観点において重要となっている。

このような課題に対応するため、環境省は「森林と気候変動の国家戦略（ENBCC）」を策定し、持続的森林管理や森林生態系のレジリエンス強化を掲げ、農業開発灌漑省は「国家森林野生生物計画（PLNFFS）」において、森林や野生生物に関する資源の活用と保全を確保し、生産性と競争力を高める戦略的な行動指針を定めており、これらの戦略、計画の実施が必要となっている。

しかしながら、生態学的、社会学的データに基づいた森林の分類（マッピング）とそれに基づいた自然資源の持続的な管理に必要な土地利用計画（ゾーニング）の策定、土地利用計画を踏まえた持続的自然資源管理の実施が課題となっている。その結果、違法性が疑われる森林伐採、土地利用改変が行われても土地利用計画の定められていない森林においては、その違法性の根拠がなく、また明確な土地利用計画が定められていてもそれに基づく取組を行うためのキャパシティ、仕組みがなく、森林面積の減少が続いている。特にペルーにおける、森林減少の約82%は5ha未満の小規模な農業活動による土地利用改変が原因とされており、持続的自然資源管理の実施には小規模な開発への対応策も必要とされる。

そこで、ペルーの泥炭地を含む熱帯林における気候変動対策および森林政策に位置付けられた森林のマッピングおよびゾーニングを実施するための技術的能力の強化、作成された情報を省庁間および中央・地方政府間で共有するためのプラットフォームである森林モニタリングシステムの強化、および地方政府、地域住民もかかわる形でこれらのシステムを活用した持続的自然資源管理を行い、ひいてはペルーのLULUCFセクターにおける「国が決定する貢献（NDC）」達成につなげるため、農業開発灌漑省下の森林野生動物庁（以下「SERFOR」という。）および環境省（以下「MINAM」という。）共同で本要請がなされた。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分把握の上、調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、評価6項目（妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し分析するとともに、担当分野に係る協力計画策定の

ために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては 2021 年 5 月以降改訂が予定されていることから、監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2021 年 6 月下旬)

- ① 要請背景・内容を把握する(要請書、関連報告書等の資料・情報の収集・分析)。
- ② 担当分野にかかる対処方針(案)を検討する。
- ③ 現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ④ Project Design Matrix(PDM)(案)・Plan of Operation(PO)(案)(英文・和文)、リスクマトリックス及び事業事前評価表(案)(和文)の担当分野関連部分の作成に協力する。
- ⑤ C/P 機関である SERFOR、MINAM および関係機関、ペルー国の森林保全に大きな資金を投入しているノルウェーや他ドナー(GIZ、KfW、UNDP、FAO等を想定)に対する質問表(案)(英文もしくは和文)を作成する。
- ⑥ 他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ⑦ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2021 年 6 月下旬～7 月中旬)

- ① JICA ペルー事務所等との打合せを行う。
- ② C/P 機関および関係機関との協議及び現地調査に参加し、関連する政策や計画、それらにおける本プロジェクトの位置づけ、想定する成果、活動、プロジェクト候補地及びその実施機関の体制・能力に関して確認を行う。
- ③ 担当分野に係る以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
 - ア) ペルーにおける森林、気候変動に関連する政策及び投資計画
 - イ) ペルーにおける他ドナーによる森林自然環境セクター支援の動向
 - ウ) ペルーにおける熱帯林及び泥炭地保全に係る政策の動向
 - エ) 先行案件である「森林保全及び REDD+メカニズム能力強化プロジェクト」の成果を踏まえた本案件の発展性
 - オ) 同時期に実施予定である SATREPS 案件「アンデス-アマゾンにおける山地森林生態系保全のための統合型森林管理システムの構築」との相乗効果
 - カ) 支援対象地域の社会における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等について。

- ④ 質問票の回収・関係機関からの聞き取り調査等による面談議事録の作成を行い、事前評価に必要な情報収集を行う。
- ⑤ PDM（案）、PO（案）（和文・英文）を作成する。
- ⑥ 関係者との協議で合意された内容につき、Record of Discussions (R/D)（案）（英文）及びM/M(案)（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦ 評価6項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)（和文）の作成に協力する。
- ⑧ 担当分野に係る現地調査結果を JICA ペルー事務所等に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2021年7月下旬～8月中旬）

- ① 事業事前評価表（案）（和文）の作成に協力する。
- ② 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文、議事録含む）を作成し、全体取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2021年8月13日までに提出。

次の①～③を電子データにて提出すること。

- ① 担当分野にかかる詳細計画策定調査結果報告書（和文）
- ② 事業事前評価表（案）（和文）
- ③ 調査における面談議事録

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒アトランタ/ダラス/トロント/ヒューストン/ロサンゼルス⇒リマ⇒アトランタ/ダラス/トロント/ヒューストン/ロサンゼルス⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2021年6月28日～7月18日を予定しています。
本業務従事者は、以下②ア)、イ)の団員に1週間程度先行し、ウ)、オ)の団員とともに現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 森林政策 (JICA)
- エ) 評価分析 (本コンサルタント)
- オ) リモートセンシング (コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICAペルー事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上：英語もしくは日本語⇄スペイン語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部自然環境第二チーム (TEL:03-5226-9536、Okonogi.Hiroaki2@jica.go.jp) にて配布します。

- ・当該案件の要請書 (写)
- ・先行案件である「森林保全及び REDD+メカニズム能力強化プロジェクト」の事業完了報告書案
- ・同時期に実施予定の「アンデス-アマゾンにおける山地森林生態系保全のための統合型森林管理システムの構築」の要請書 (写)

② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」

及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・ タイトル : 「配布依頼 : 情報セキュリティ関連資料」

・ 本 文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ペルー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上